公立大学法人秋田公立美術大学 中期目標・中期計画比較表

【短期】・・・平成26年度までに実施 【中期】・・・平成28年度までに実施 【長期】・・・平成30年度までに実施

【年度】・・・その年度に実施又はその年度から実施

公立大学法人秋田公立美術大学 中期目標	公立大学法人秋田公立美術大学 中期計画(案)	数値目標
秋田公立美術大学は、21世紀に新設された東北唯一の公立美術大学として、 1 新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学 2 秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学 3 秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学 4 まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学という4つの基本理念のもと、これまでの美術領域の枠にとらわれない教育と研究によって、新しい芸術的価値を生み出し世界に向けて発信することや、地域の伝統・文化をいかした芸術の創造に取り組むすることとを目指すものとする。また、豊かな教養と深い芸術のできる人材を社会に送り出すととを通しながらグローバルに活躍できる研究成果を地域に遺元することを通して、美術・文化の発展に貢献することを明性を構え、新しい表現を模索しながらグローボルにデザインの研究を社会に送に遺ったく社会に貢献することを目指すものとする。これらを踏まえ、第1期の中期目標を定める。	第4 財務内容の改善 「外部研究資金など自己収入の確保」、「経費の効率化」、「資産の 運用管理」に関する目標 第5 自己点検・評価および情報の提供 「評価の充実」、「情報公開等の推進」に関する目標 第6 その他業務運営に関する重要事項	

第1 中期目標の期間および教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成31年3月 31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、美術学部を置く。

第1 中期計画の期間および教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成25年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、美術学部の下に、美術学科の5専攻・1センター(アーツ&ルーツ専攻、ビジュアルアーツ専攻、ものづくりデザイン専攻、コミュニケーションデザイン専攻、景観デザイン専攻、美術教育センター)を置く。これらの組織は、従来の美術教育における素材別・様式別・分野別等の分類を廃し、現代社会が美術に対して求めるニーズに基づいて編成するものである。

|第2||大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1)教育の成果に関する目標

卒業認定・学位授与方針 (ディプロマポリシー)に基づき、次のような人材を育成する。

- ア 従来の芸術を理解し、それを新しい芸術として再創造できる人材
- イ 文化の多様性を受け容れ、芸術において異文化と 共存できる人材
- ウ グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦で きる人材

第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するため の措置

- 1 教育に関する目標を達成するための措置
- (1)教育の成果に関する目標を達成するための措置 ディプロマポリシーを実現するために、以下の教育を行う。
- ア 美術理論や美術史に関する体系的な教育により、従来の芸術や 文化に対する理解を深めるとともに、地域の歴史的文化資源に対 する考察や、表現媒体にとらわれない作品制作を通じて、新たな 芸術的価値を創造する教育を行う。
- イ 教養科目群の「歴史と文化」における様々な授業を通じ、文化 の多様性を受け容れ、柔軟な思考を育む教育を行う。
- ウ グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる人材を 育成する教育
- (ア) 海外の美術動向や内容を積極的に取り入れた教育により、 グローバルな視野と感性の涵養を図り、国際的な舞台に挑戦する 教育を行う。
- (イ) 地域性、土着性の中から生まれた文化を、海外の美術動向や 美術史の中に的確に位置づけ、そのうえでグローバルな視点に よる国際的な発信力を生み出す教育を行う。

- エ 芸術の新しい知見によって、地域社会の発展に貢献できる人材
- エ 地域と密接に関わりながら、地域の課題に対し、デザイン的な 視点による解決を提案するなど、地域社会の発展に貢献する 教育を行う。

(2)教育の内容等に関する目標

ア 学生の受入れに関する目標

入学者受入方針 (アドミッションポリシー) について積極的な周知を行い、次のような目的意識が高い学生の確保に努める。

- (ア)芸術の未知の領域に強い関心を持つ人
- (イ) 自ら問題を発見し、積極的に学ぶ意欲のある人
- (ウ)芸術分野で自立する意欲のある人
- (I) 芸術を通して、地域社会の発展に貢献する意欲の ある人

(2)教育の内容等に関する目標を達成するための措置

ア 学生の受入れに関する目標を達成するための措置

入学者受入方針 (アドミッションポリシー) に沿った 学生を確保するために、以下の項目を実施する。

- (ア)美術に対する意欲や関心の高い学生を確保するために、以下 のような情報発信の機会を連携させ、認知度とブランドイメージ の向上を図る。また、これらの活動の内容、発信時期、効果に ついて検証を行い、効果の改善を図る。【中期】
 - ・PR資料の配布
- ・高校等への訪問
- ・出張授業
- ・オープンキャンパス
- ・進学ガイダンス
- ・高大連携授業
- ・ホームページ
- ・冊子
- ・その他対外対応等
- (イ)(ア)の機会に発信される内容を、入学者受入方針(アドミッションポリシー)、特色ある教育活動の計画、入試等の大学情報と緊密に連携させ、効果の向上を目指す。【中期】
- (り) 入学者の傾向を分析し、選抜試験の内容、方法、選抜区分、 試験時期の見直しを継続的に行う。【長期】
- (I) ジャンルにとらわれない一括選抜(総合入試)を実施する。 【25年度】
- (1)選抜試験および入学の時期について、様々な観点から メリット、デメリットの検討を行う。 【中期】

イ 教育課程に関する目標

教育上の目的に沿った教育課程となるよう、不断の見直しと研究を行う。

ウ 教育方法に関する目標

- (ア) 教育課程の編成方針を十分に踏まえながら、学生が計画的かつ体系的に知識・技能・技術を習得できるよう、教員の相互連携、適切な授業内容の設定、指導方法の工夫および適切な成績評価を行う。
- (イ) 学生が意欲的かつ主体的に学び、授業内容を確実に理解できるよう、多様で効果的な授業形態を研究する。

イ 教育課程に関する目標を達成するための措置

- (ア) 1・2年次では「教養科目」「専門共通科目」を通して総合的に学び、3・4年次では、主に「専門専攻科目」によって、より高度な知識や技術を学ぶ。【25年度】
- (1) 卒業後の社会的自立のために「キャリア教育科目」を置く。 【25年度】
- (ウ) 教員および学芸員の養成のために「教職課程科目」「学芸員課程科目」を置く。【25年度】
- (I) 上記の各科目の連携を図り、科目区分、科目内容、履修方法等については、不断の見直しを行い、高度な教育が可能となる体制を整える。【中期】
- ウ 教育方法に関する目標を達成するための措置
- (ア) 学生が計画的かつ体系的に知識・技能・技術を習得で きる教育
- ・教員間で情報を共有し、相互連携を図るとともに、適切な授業 内容の検討や指導方法の工夫を行う。【中期】
- ・客観的で適切な成績評価が行われるよう、成績評価基準をシラバス等で明示する。【25年度】
- (1) 学生が意欲的かつ主体的に学び、授業内容を理解できるような教育
- ・他専攻の教員を交えた講評会や研究発表会、ディスカッション 授業、学外での成果発表(展覧会での発表を含む)やプレゼン テーション等、多様な教育方法によって、教育効果を高めてい く。【中期】
- ・他専攻の学生と交流できる共有スペースを整備する等、柔軟性 のある施設利用につとめる。【中期】

- (ウ) 学生が価値の多様性を認め共有できる柔軟な思考を育むよう、多様なルーツと出会う機会を積極的に取り入れる。
- (ウ) 学生が価値の多様性を認め共有できる柔軟な思考を育む 教育【中期】
 - ・授業でのフィールドワークや美術展・工房などを訪れる機会を 設けるなど、学生が多様な価値観に触れるための取組を行う。
 - ・外部講師によるワークショップなど、多様で効果的な教育方法を 積極的に取り入れる。

(3)教育の実施体制に関する目標

ア 教員の配置に関する目標

教育内容、教育方法等の充実を図るため、教員の相 互交流や学外専門家の登用を積極的に行うなど、教員 を適切に配置する。

イ 教育環境の整備に関する目標

教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、 資料等の教育環境について、計画的に整備する。

ウ 教育活動の評価および改善に関する目標

(ア) 教育活動について自己点検・評価を行うととも に、外部評価や学生授業評価等の客観的な評価を 実施し、その結果を教育活動の改善に活かせる体

(3)教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 教員の配置に関する目標を達成するための措置 【中期】

- (ア) 専攻間における教員の知識・技術の共有を推進し、カリキュラムとの連動を図る。
- (イ) 各専門分野に実績を持つ客員・特任教員の積極的な登用を図る。
- (ウ) カリキュラム内容の見直しに応じて、専任教員や非常勤講師を適切に配置する。

イ 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置

(ア) 施設、設備、備品、図書、資料等の教育環境の充実を図る ために、中長期的な計画を策定し、実施する。 【26年度】

- (1) 教員が積極的に参加しやすいよう学内情報システムをリニューアルすることにより、授業関連情報などの共有と充実を進め、学生が利用しやすい情報環境を整備する。【25年度】
- ウ 教育活動の評価および改善に関する目標を達成するため の措置
- (ア) 教育活動の評価および評価結果の活用 ・評価システムを構築する。【25年度~26年度】

制を整備する。	・教育活動について自己点検・評価を継続的に実施し、その 評価に応じた取組方針の策定と改善を進める。 【長期】	
	・学生アンケートの結果を、教員の授業評価の参考指標として 取り入れ、教育活動の改善に活かす。 【25年度】	・アンケートの 満足度評価 4 . 0以上 (5点満点)
(1) 教育内容、教育方法等を改善し、教員の教育力を向上させるための組織的な取組(ファカルティ・ディベロップメント)を充実させる。	(イ) 教員の教育力向上のための組織的な取組 ・組織的に教育力を向上させるため、ファカルティディベロップ メント (FD) 委員会を設置し、教員に対する各種研修や授業 改善への取組を行う。 【中期】	・F D取組事例数 15件以上
	・より新しい状況に適合しうる適切な教育の評価基準を設定 する。【 <mark>中期】</mark>	
2 学生への支援に関する目標	2 学生への支援に関する目標を達成するための措置	
(1)学習支援に関する目標	(1)学習支援に関する目標を達成するための措置	
学生の学習意欲や満足度の向上を図るため、十分に 自主的学習ができるような学習環境や支援体制を整備 する。	ア 学生が自主的な制作活動や課題に取り組めるよう、施設・ 設備の整備や利用時間延長など学習環境の充実を強化する。 【中期】	
	イ 学生の状況をきめ細かく把握し、学習相談に応じるため、 学生10名程度に対し1人の担任教員を配置する。 【25年度】	
	ウ 学習一般について、学生が教職員に積極的に相談を行える 体制(オフィスアワー等)を整備する。 <mark>【短期</mark> 】	
	エ 成績優秀者の表彰制度やサテライトセンター等の有効活用 による作品展示機会の拡充など、学生の学習意欲を高める 取組を行う。 【中期 】	
	オ 専攻変更の希望や相談を受け付ける機会を、一定期間設ける。 【 2 6 年度】	

(2)生活支援に関する目標	(2)生活支援に関する目標を達成するための措置	
ア 生活相談および健康管理に関する目標 学生が心身ともに健康で充実した大学生活を送ることができるよう、生活相談や健康管理などの生活支援 体制を整備する。	ア 生活相談および健康管理に関する目標を達成するため の措置 (ア) 学生の心身両面での健康と生活上の諸問題に対応できる よう、定期的な健康診断と、臨床心理士や看護師による相談 体制を整える。【25年度】	
	(1) 健康、生活に関する情報の積極的な提供により意識啓発 を行う。 【25年度】	
イ 自主的活動の支援に関する目標 学生が学内外で自主的に行う課外活動を奨励すると	イ 自主的活動の支援に関する目標を達成するための措置	
ともに支援する。	(ア) 学生のサークル活動などの課外活動に対し、学生会、 後援会と連携し、支援する。【25 <mark>年度</mark> 】	
	(1) 作品展示の機会やイベントの企画など、学生の自主的活動を 奨励、支援する。【中期】	
(3)進路支援に関する目標	(3)進路支援に関する目標を達成するための措置	
学生が適切に進路選択ができるよう、就職・進学活	ア 就職、進学に関する強力な支援体制を整備する。	
動に関する相談・支援体制を整備する。	(ア)就職に関する専門スタッフを配置し、新たな就職先の開拓 を行う。 【25年度】	
	(イ) キャリア教育科目群における授業、企業関係者を招いた キャリアガイダンス、専門スタッフによるキャリアカウン セリングを行う。【 2 5 年度】	進路決定率 100%
	イ 学生への積極的な情報提供により、進路選択を支援する。 【 2 5 年度】	(就職先内定者数 +大学院等進学者 数+作家活動)/ 卒業生数

3 研究に関する目標 3 研究に関する目標を達成するための措置 (1)研究水準および研究の成果等に関する目標 (1)研究水準および研究の成果等に関する目標を達成する ための措置 ア 新しい美術領域の創造に資するための高度な研究 ア 大学の重点的研究分野への設定と取組 や地域の歴史と文化に根ざした特色あるテーマに取り (ア)「新しい美術領域を創造するための高度な研究」や「地域の 歴史文化に根ざした特色あるテーマを扱う研究」などを、大学 組む。また、研究の成果を体系的に蓄積し、有効活 用を図る。 の重点的研究分野として定め、推進する。 また、文部科学省のCOC(Center of Community)構想などの ような地域再生の核となる大学づくりを目指す。【長期】 (イ)研究の水準を高めるため、査読付論文の掲載、科研費等の ・科研費申請数 5 0 件以上 外部資金の獲得、公的助成金の獲得、企業との共同開発、公的 な美術館におけるの企画による作品発表、建築美術やデザイン等 ・科研費採択数 の分野におけるコンペ公募への入賞等を奨励する。【長期】 5件以上 ・査読付論文の 掲載数 10件以上 ・公募の入賞数 10件以上 (1) 研究成果を社会へ還元するため、大学における基盤づくり に取り組む。ホームページ上に教員の作品や論文を公開するなど、 研究成果を社会へ還元するための仕組みづくりに取り組む。【長期】 イ 先鋭的な芸術表現の研究により、新しい芸術的 イ 先鋭的、複合的な研究への取組 価値を生み出し、世界に向けて積極的に発信する。 (ア) 先鋭的な芸術表現に関する研究成果を、展覧会、シンポジ ・シンポジウム ウム等を通して広く国内外に発信する。【長期】 5回以上 (イ) 他分野の研究者や他機関と連携し、複合的、学際的領域の研究 を推進する。【長期】 ウ 研究活動の評価を行い、研究の質の向上を図る。 ウ研究の評価 (ア)既存の評価基準にとらわれない、新たな研究の評価システム を構築する。【25年度~26年度】 (イ) 研究業績と研究計画に対する評価に基づく学内研究費の配分を

行う。【26年度】

(2)研究実施体制の整備に関する目標

ア 研究の実施体制に関する目標

民間との研究交流の推進や、外部の優秀な人材の受 入れ等ができる柔軟な研究体制を整備する。

イ 研究環境の整備に関する目標

研究活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の研究環境について、計画的に整備する。

ウ 知的財産の創出・活用等に関する目標 研究成果の知的財産化とその活用を戦略的に実施する体制を整備する。

(2)研究実施体制の整備に関する目標を達成するための措置

ア 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 【長期】

- (ア) 内部競争的研究資金を設ける。【25年度】
- (イ) 外部競争的研究資金の積極的な獲得を推進する。
- (ウ) 外部の研究者を積極的に受け入れ、交流するための体制を整備する。
- (I) 非常勤教員(特任・客員教員等)の柔軟な登用により、大学として重点を置く分野の研究を推進する。
- (1) 社会貢献センターの機能を強化するとともに、重点的研究分野等への取組みを推進する。

イ 研究環境の整備に関する目標を達成するための措置 【長期】

- (ア) 施設、設備、備品、図書、資料等の教育環境の充実を図る ために、中長期的な計画を策定する。
- (イ)研修制度の導入を検討する。
- (ウ) サバティカル制度の導入を検討する。
- ウ 知的財産の創出・活用等に関する目標を達成するための 措置
 - (ア) 意匠登録等、研究成果の知的財産化に関する検討会を設置する。【長期】

4 社会貢献に関する目標

大学の地域・社会に対する貢献を実効性あるものとする ため、大学の研究成果を社会に還元することを目的として、 次のような社会貢献事業を積極的に推進する。

- (1)産学官連携の推進
- (2)知的財産の管理
- (3)地域連携の推進

(4)他大学との連携

4 社会貢献に関する目標を達成するための措置

社会貢献事業を積極的に推進するための基本方針を策定し、社会貢献センター等により以下のような事業への取組みを行う。

- (1)「産学官連携事業」として、大学に集積された美術の「知」 を活かし、企業・行政・民間団体と共同で、美術に関する研究、 アートプロジェクト、展覧会、商品開発等を実施する。【長期】
- (2) 意匠権等、知的財産の管理についての大学における方針を 定める。また、「知的財産の管理」に関する学生や市民向け のセミナーを開講し、美術・デザイン分野における意匠権の 意義を広く社会に啓蒙する。【長期】
- (3)「地域連携事業」として、以下の項目を実施する。 【中期】
 - ア 地域コミュニティによる企画への参加・協力、アトリエもも さだ、サテライトセンターを活用した教員の作品展などを通じ て、大学・地元企業・自治体との連携を推進し、かつその質的 向上を図る。
 - イ 都市の空洞化等によって現在活用されていない建造物や空間 を、美術によって再生、または有効活用することに取り組む。
 - ウ 授業の運営法、スキルの取得法等を、美術以外の組織経営に 適応するような汎用性の高いワークショップとして開発し、 公開・提供・提案していく。
- (4)「他大学との連携事業」として、大学コンソーシアムあきた への加入に伴う市民公開講座の実施、県内の大学との研究協力や 学生交流、全国の美術系大学との連携などを行う。

・産学官連携 事業数 20件以上

(5)学校教育への支援	(5)「高大連携事業」として、高校生が大学の授業を体験する 高大連携授業の開講、高校の美術教員による美術系大学進学 実技講習会に対する開講支援を行う。【25年度】	
(6)生涯学習への支援	(6)「生涯学習支援企画」として、以下の項目を実施する。 ア こどもアートスクール、社会人アートスクール、デッサンスクール等を開講する。【25年度】 イ 美術の社会教育を啓蒙するため、 秋田公立美術大学公募展を企画する。 本学主催による美術登竜門の企画を行う。【長期】	
5 国際交流に関する目標	5 国際交流に関する目標を達成するための措置	
学生や教員のグローバルな視点を育成するため、海外の大 学等との交流を積極的に推進する。	世界の美術が多様化・多元化する中で、学生や教員のグロー バルな視点を育成するため、本学の基本理念の実現に資する 海外の大学等との交流を積極的に推進する。 【長期 】	
(1)海外の大学との国際交流協定を締結する。	(1)海外の大学との交流協定の締結を行い、教職員や学生間の 交流を図る。	交流提携大学数: 3 校以上
(2)学生の海外留学のための派遣制度や海外からの受入 体制の整備を進める。	(2)学生の海外留学制度や海外からの <mark>留学生向けのプログラムを準備するなど</mark> 受入体制を整備する。	海外における作品 発表等: 3 件以上
(3)教員の海外での研究活動を支援する。	(3)教員の海外での作品発表や研究活動を支援し、海外の大学 教員や学生の作品発表や活動を積極的に受け入れる。	

第3 業務運営の改善および効率化に関する目標	第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するため の措置
1 運営体制の改善に関する目標	1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
(1)効果的・機動的な組織運営に関する目標 法人全体としての方針の下で、効果的・機動的な組 織運営を行うとともに、組織間での連携を強化する。	(1)効果的・機動的な組織運営に関する目標を達成するため の措置【25年度】 ア 組織全体が情報を共有できる透明性の高い意思決定システム を構築し、組織間の意思の疎通を円滑に行う。
	イ 法人が適切な意思形成を行うため、理事会や各種委員 会等、組織ごとの役割分担を明確にするとともに、理事長 のリーダーシップの下、各組織が連携して組織運営を 行うことができる体制を整備する。
	ウ 各理事の役割分担を明確化し、効果的・機動的な組織運営 を行う。
(2)教職員の協働に関する目標 効果的・機動的な組織運営を進めるため、教職員の一 体的かつ効果的な連携を強化する。	(2)教職員の協働に関する目標を達成するための措置 委員会など各種学内組織を、教員と事務職員が協働して運営 するなど、一体的かつ効果的な連携を進める。 【25年度】
2 人事の適正化に関する目標	2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置
(1)大学運営や教育研究活動を機動的に行うため、柔軟 で弾力的な人事制度を構築する。	(1)柔軟で弾力的な人事制度【長期】 ア 中長期教職員採用計画を策定し、適正な人事計画を行う。
	イ 公募制による教員採用方式を着実に実施する。
	ウ 大学間の人事交流など、法人として柔軟で弾力的な人事 制度を研究し、構築する。
(2)組織の活性化を図るため、能力・意欲等が適切に評価され、教職員にインセンティブが働く人事評価制度を構築する。	(2)人事評価制度の構築【26年度】 能力と意欲等が適切に評価され、教職員にインセンティブが 働くような人事評価制度を構築する。

(3)教員の評価については、「教育」「研究」「社会 貢献」「学内運営」など多面的な観点による評価を取 り入れる。 (4)戦略的な能力開発により、組織に必要な能力を持っ た教職員の養成を行い、組織力を強化する。	(3)教員に対する多面的な観点からの評価 【26年度】 教員の人事評価に関する評価指標として、「教育活動」 「研究活動」「社会貢献」「学内運営」など多面的な観点 から評価を行う人事制度を構築する。 (4)教職員への研修制度の構築【25年度~26年度】 人材育成基本方針の策定とそれに基づいた教職員の研修制度 を構築し、研修を行うことで組織力の強化を図る。
3 事務等の効率化に関する目標	3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置
(1)効率的かつ効果的な事務処理を行うため、事務処理 の簡素化、外部委託の活用を含め、事務組織および業務 等について不断の見直しを行う。	(1)事務処理の効率化の推進【中期】 ア 事務組織全体について、事務処理のマニュアル化、簡素化等を進め、効率的な事務を行うとともに、継続的な見直しを行う。 イ 外部委託が適切な業務については、外部委託を進めるとともに委託内容を定期的に見直し、費用対効果の向上を図る。
(2)事務職員の資質向上のための組織的な取組(スタッフ・ディベロップメント)を充実させる。	(2)事務職員の資質向上のための組織的な取組 【中期】 ア 業務分担(班)ごとに必要とされる能力を明確化し、 業務に応じた研修プログラムの適用により、事務職員 の資質および専門能力を高める。 イ 大学経営に必要な情報を収集するとともに、その共有 を行う。

第4 財務内容の改善に関する目標	第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標 財政基盤の強化を図るため、科学研究費補助金等の競争的 資金の獲得や、寄附講座の開設、共同研究・受託研究への取 組などを推進する。	 1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置【中期】 (1)科研費など外部競争的研究資金について、事務局を中心に情報収集を行うとともに、研究資金獲得を推進する。 (2)社会貢献センターにおいて、企業や官公庁とのコーディネートを行い、受託研究事業や共同研究事業、寄附講座の開設などを推進することによって、自己収入を確保し、財政基盤の強化を図る。
2 経費の効率化に関する目標 効率的に大学を運営するため、教育研究水準の維持向上に 配慮しながら、組織運営の効率化と人員配置の適正化を図 る。	 2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置 【中期】 (1) 管理的経費においては、事業の見直しや外部委託による 経費の削減を継続的に行う。 (2) 物品や備品の調達における、一括契約、共同購入および インターネットの活用などにより、効率的な調達を図る。
3 資産の運用管理に関する目標 資産の状況把握に努め、資金については安全な運用を行う とともに、その他の資産については効果的な活用を図る。	3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置 【中期】 (1)資金については、国債等の低リスク金融商品の利用などに よる安全な運用を図る。 (2)その他の資産については、施設の有償貸付や美術作品の 貸与など、有効活用を積極的に進める。

第5 自己点検・評価および情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 自己点検・評価の実施体制を整備し、その結果を大学運営の改善に有効に反映させる。また、点検・評価の項目、方法、体制等について不断の見直しを行う。	第5 自己点検・評価および情報の提供に関する目標を達成する ための措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (1)自己評価委員会を設置し、点検・評価の項目、方法、体制等に ついて不断の見直しを行うために、長期的評価と年度ごとの評価 を行う。【長期】	
2 情報公開等の推進に関する目標 社会に対する説明責任を果たすため、法人の業務運営等に関する情報を積極的に公開するとともに、広く社会に対し大学の教育研究活動について情報発信する。	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 【中期】 (1)法人としての説明責任を果たすため、中期計画、財務諸表、自己点検・評価および外部機関評価の結果や法人規則などの情報を積極的に公開する。 (2)大学の教育研究活動の状況については、ホームページや大学情報誌、公開講座等の各種広報手段を活用し、積極的に情報発信する。 (3)教員等の教育研究成果を、刊行物等により社会に発信する。 (4)教員や学生の教育研究成果物を積極的に展示する。	

第6 その他業務運営に関する重要事項に関する目標 1 施設・設備の整備および活用に関する目標 (1)良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適正な維持管理を実施する。	第6 その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成する ための措置 1 施設・設備の整備および活用に関する目標を達成するための 措置 (1)施設・設備の適正な維持管理と効果的な活用 【長期】 ア 定期的に施設・設備の使用状況を調査し、効率的な活用を 図る。
(2)施設・設備の効果的な活用を図るとともに、地域への貢献活動の一環として、教育研究に支障のない範囲で大学施設の地域開放を行う。	イ 省エネルギー化、CO2削減に対応した設備の更新を行う。 ウ 安全衛生教育を体系化し、教職員に対して訓練を実施する。 エ 多様なリスクに適応したマニュアルを作成する。 オ 情報セキュリティーに対する意識を高めるため、情報機器の利用に関するポリシーを策定し、教職員に対し研修等を行う。
2 大学支援組織等との連携に関する目標 学外からの支援を充実させるため、卒業生による同窓会、 保護者による後援会、地元企業等による支援組織との連携を 図る。	 2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置 【中期】 (1)学生・大学への学外からの支援を充実させるため、卒業生による同窓会や保護者による後援会との連携を強化し、情報共有や学生・卒業生に対するサポートを協働して行う。 (2)地元企業等との連携のための支援組織を設置し、学生の就職に関する情報交換や、ワークショップ型授業、インターンシップへの協力など、大学の活動全般に対する学外支援の充実を図る。

3 安全管理に関する目標 学内の安全と衛生の確保のため、事故等の発生予防に努めるとともに、災害や事故発生に迅速かつ適切に対応するための危機管理体制を整備する。	 3 安全管理に関する目標を達成するための措置 【25年度】 (1)工作機械等の定期点検や取扱いに関する安全講習、設備ごとの管理者の配置などにより、事故等に適切に対処できるような安全管理体制を確立する。 (2)事故、災害、感染症等緊急時に対応する危機管理マニュアルを作成し、教職員と学生への周知と意識啓発を行う。 	
4 人権擁護・法令遵守に関する目標 健全な教育研究環境を確保するため、ハラスメントの防止等人権擁護や法令遵守について、教職員の意識啓発を図るとともに、相談体制やチェック体制を整備する。	 4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置 【25年度】 (1)ハラスメントの防止を図るため、研修等による学生・教職員への啓発活動を継続的に実施する。 (2)プライバシーの保護に配慮した相談窓口の設置や研修を受けた相談員の配置により、ハラスメントに関して相談しやすい環境を確保するとともに、相談後のフォロー体制を整備する。 (3)適切な会計処理を行うため、経理の透明化を図るとともに、経理のチェック体制の整備やガイドラインを策定する。 (4)不正経理の防止を図るため、コンプライアンス研修を実施し、教職員の遵法意識の醸成に努める。 	
	第7 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画および資金計画 別紙のとおり	

第8 短期借入金の限度額
平成 2 5 年度 ~ 平成 2 7 年度 2 億 5 千万円 平成 2 8 年度 ~ 平成 3 0 年度 8 千万円
運営費交付金等の受入の遅延等又は事故の発生等に対応するため、年間の 運営費交付金および授業料の月平均の1か月相当額とする。ただし、開学後 3年間は、財政基盤が不安定であることや、不測の事態に対応するため、年 間の運営費交付金および授業料の月平均の3か月相当額とする。
第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
なし
第10 剰余金の使途
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の 改善のための費用に充てる。
第11 その他秋田市の規則で定める業務運営に関する事項 1 施設および設備に関する計画
「第2の1(3)イ教育環境の整備に関する目標を達成するための措置」、「第2の3(2)イ研究環境の整備に関する目標を達成するための措置」および「第6の1施設・設備の整備および活用に関する目標を達成するための措置」のとおり
2 人事に関する計画
「第3の2人事の適正化に関する目標を達成するための措置」のとおり
3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てる ことができる積立金の処分に関する計画
なし
4 その他法人の業務運営に関し必要な事項
なし